

会派民主要望項目一覧

令和5年度11月補正分

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|--|---|
| <p>1 政府の所得税減税策等について 政府の経済対策の所得税減税と低所得者への給付について、給付が住民税非課税世帯に限定されるのではなく、所得税額や住民税額が低く一人当たり4万円の控除がしきれない人に対する給付ができるよう制度設計することを国に求めるとともに、地方への交付金で対応することとなった場合、もれなく給付されるよう措置を講じること。</p> | <p>所得税減税策や低所得者への給付については、「令和6年分の所得税額を所得税減税額が上回る場合に令和7年度分の個人住民税において残りの額を控除できる仕組み」や「住民税均等割のみ課税される世帯」等への「住民税非課税世帯への支援と同水準を目安」とした支援の創設など、お示しのような住民税非課税世帯以外の者にも恩恵が及ぶよう政府で検討が進められており、「令和6年度税制改正と併せて、本年末に成案を得る」とされている。</p> <p>長期に渡る物価高騰の影響から、より厳しい状況に立たされている生活困窮者に対し、実情に十分配慮した実効性のある支援策を検討・実施するよう本県としても11月8日に国へと要望したところであり、今後も必要に応じて国に働きかけを行っていく。</p> |
| <p>2 インボイス制度導入による実態調査と対応について インボイス制度導入により課税事業者となった事業者の事務負担増大や免税事業者を継続した事業者の取引環境の変化など、小規模農業者を中心とした県内の多くの小規模事業者の実態調査を行い、廃業や収入減少につながらないよう国に支援策を求めること。</p> | <p>J Aを通じた出荷（J Aへの販売委託）や卸売市場を通じた出荷は、特例措置によりインボイスの交付義務は免除されている。また、直接販売する相手方が課税事業者であっても6年間の経過措置が講じられているため、多くの小規模農業者には大きな影響は想定されていないが、インボイス制度説明会や個別相談等を通じて、農業者を含む小規模事業者の実態を把握しながら、引き続き必要な施策や支援策を国に要望していく。</p> |
| <p>3 地域公共交通の先進事例の横展開について 鳥取市で行われている相乗り型移動サービス「とりモビ」について、得られた知見を生かし、車を持たなくても生活できる鳥取県を目指して、県内の他地域でも展開できるよう後押しすること。</p> | <p>ご指摘のような「とりモビ」のほか、智頭町の「のりりん」、鳥取市での自動運転実験をはじめ、各市町村ではドライバー不足や利用者減少に応じた生活基盤の維持に向け、工夫を凝らした移動手段の確保のための施策を進めている。</p> <p>引き続き、「地域交通体系鳥取モデル構築事業」等により、市町村や事業者と連携した実証実験の支援などを行いながら、それぞれの地域に応じた公共交通の維持確保を進めていく。</p> |
| <p>4 育児休業明け等の職員への配慮について 育児休業明けや幼少の子どもがいる職員について、人事企画課及び配属先は職員の家庭環境を把握し、出勤形態・業務内容について調整、配慮をすること。</p> | <p>育児休業中の職員の円滑な職場復帰を図るため、育児休業中の職員に対して「職場復帰支援研修」を実施し、復帰後に利用できる制度や、復帰後の育児と仕事の両立に関する先輩職員の事例紹介などを行っているほか、育休明けの職員や幼少の子どもがいるなど具体的に配慮が必要な職員については、定期的な身上報告書への記載や職員本人からの申し出により状況を把握した上で、個々の実情に即した人事管理・配置に努めている。</p> <p>また、平成27年度から開始した「イクボス・ファミボス」宣言制度により、全管理職がイクボス・ファミボスとして、職員との面談等を通じ、職員の家庭状況や育児短時間制度などの取得意向を把握したうえで、職員の業務分担等を調整するなどし、職員のワークライフバランスの実現を推進しているところである。</p> <p>今後も引き続きそれぞれの職員の事情を考慮した人事管理・配置に努めていく。</p> |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|--|--|
| <p>5 性暴力被害者支援センター「クローバーとっとり」の組織体制づくりについて 被害者支援の現状をよりレベルアップし、働きやすいものにするために、東・中・西部をまとめるセンター長を設けること。</p> | <p>クローバーとっとりは、公益社団法人とっとり被害者支援センターが自ら運営する性犯罪被害者の支援施設であり、その組織体制は当該法人において検討されるものである。現在、県では、性暴力被害を含む犯罪被害者支援のあり方について、県による総合相談窓口の設置等を含め、有識者による検討を行っているところであり、今後とも、被害者に寄り添った支援ができる組織体制となるよう検討を進めてまいりたい。</p> |
| <p>6 性暴力の実態調査について 学校における男子児童・生徒への性暴力について、いじめ・生活アンケート等に入れて回答しやすくするなど、実態がわかる調査を実施すること。</p> | <p>男子児童・生徒への性暴力を含めた性暴力の実態把握については、その手法や実態把握後の対応方針について、性暴力被害者支援センターや県警等と連携しながら研究を進めるとともに、学校現場で適切な対応が図られるよう、その内容について、各学校への周知を十分に図っていく。</p> |
| <p>7 教職員における長時間労働減少に向けた抜本的な対策について 教職員の業務内容を精査し、長時間労働が実際に減少するよう抜本的な対策を取ること。また小中学校でも長時間労働を減らせるように、対策を市町村と共有すること。</p> | <p>令和3年5月に策定した「新 学校業務カイゼンプラン」に基づき、「学校及び教員が担う業務の明確化」や「ICT等の活用による業務の削減、効率化推進」などを重点項目とし、新たな視点などによる構造的な改善を目指して、学校・教員の仕事の選別やスクラップなどに取り組んでおり、引き続き抜本的な改善を進める。 また、小中学校に対しては、市町村教育長会や小学校長会、中学校長会の代表が参加する「学校業務カイゼン活動推進検討会」の場等を通じ、情報共有を図っていく。</p> |
| <p>8 教育委員会における在宅勤務（テレワーク）の実施について 教育委員会においても知事部局と同様に、子の養育や家族の介護等のために在宅勤務（テレワーク）ができるよう検討すること（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む）。</p> | <p>教育委員会事務局においては、知事部局と同様、職員の柔軟かつ多様な働き方を推進するため、週1回程度、在宅での勤務を認めているところであるが、育児や介護などの時間的制約を抱える職員が、可能な限り在宅勤務ができるよう、あらためて所属や職員に周知していく。</p> |
| <p>9 不登校児童生徒への支援について (1) 義務教育段階の不登校児童生徒の増加等に対応するため、小中学校における相談支援、オンライン授業、家庭学習支援等の充実のために、人員配置や機材購入等の財源の手当て等、県から一層の支援を行うこと。</p> | <p>児童生徒の学級復帰や高校進学をサポートに成果を挙げている校内サポート教室や学校生活適応支援員の増配をはじめ、令和6年度当初予算での更なる支援の拡充を検討する。</p> |
| <p>(2) 不登校の原因にもなっている起立性調節障がいについて、医学関係者と連携し、県内の現状を把握するとともに、対応ガイドラインを作成して教員、保護者に情報提供するなど、県内で必要な支援を連携して行うこと</p> | <p>起立性調節障がいについては、令和2年8月作成の「不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック あしたも、笑顔で」に記載の上、教職員やPTAを対象とした不登校支援の研修で周知を進めているところであるが、その現状把握のあり方について県医師会と連携して検討を進めるとともに、周知に関しても新たに教職員向けリーフレットの作成を検討していく。</p> |
| <p>10 いじめ重大事案の根絶に向けた抜本的な対策強化について いじめ重大事案を未然防止し命を守る観点で、改めて教職員のいじめ早期発見への意識向上を図るとともに、ICT技術を活用した定期的な頻回のアンケートなど、いつでもいじめの発見へとつなげられる仕組みを構築すること。</p> | <p>いじめ問題については「鳥取県いじめ対応マニュアル いじめの重大事態から学ぶ」を改訂し、学校に対して更なる周知を図るとともに、県内の全公立学校を対象としたいじめ問題に関する行政説明会を令和6年度以降も継続して開催する。 また、ICT技術を活用したいじめ発見の仕組みの更なる充実に向け、県立高等学校11校に導入済のいじめ通報システムの更なる活用推進を図るとともに、先行都道府県の状況も参考としつつ、現行の本県の児童生徒の心の状況をリアルタイムに把握できるアプリなどいじめ問題発見へつなげる手法について検討を進めていく。</p> |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|--|---|
| <p>11 部活動の地域移行支援の更なる充実について 部活動の地域移行支援が各市町村の実情に則して行われるよう指導助言を行うとともに、地域事情に配慮した財政支援を検討すること。</p> | <p>令和5年8月に策定した「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」において、県は必要に応じて市町村及び学校が設置した協議会等へ参加し指導・助言を行うこととしており、依頼のあった市町へ指導・助言を行っているところであり、今後も対応していく。 経済的に困窮している家庭の生徒が地域クラブでの活動に参加する場合の支援方策については、県及び市町村において検討・研究していく。</p> |
| <p>12 郡部の県立高校の魅力化について 郡部の県立高校の維持存続のため、これまでと次元の異なる思い切った高校魅力化へと取り組むべく十分な財政的配慮を行うこと。</p> | <p>特に中山間地域の高校においては、今後も地元自治体等との連携をこれまで以上に密に図りながら、県外生徒募集をさらに推進することも含め、魅力ある学校づくりについて事業拡充を図っていく。</p> |
| <p>13 歩行者のための道路安全対策について かねてより地域住民や保護者が不安に思い、信号機設置を望んでいる横断歩道について、可能な限りスピード感を持って対応を検討すること。</p> | <p>信号機設置要望を受理した際は、現地の交通状況を確認の上、個別に信号機の必要性、緊急性及び代替交通安全対策についての検討を行っているところである。 今後も状況確認結果を踏まえた住民への方針説明等、可及的速やかな対応に努めて参りたい。</p> |
| <p>14 ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）について 重度後遺障害者専門の療護施設や介護料の支給など、ナスバにおける支援制度について県政だよりなどで周知徹底を図ること。</p> | <p>ナスバによる支援制度については、交通事故相談所で制度等を紹介しているほか、直接、交通事故被害者に接する機会が多い損害保険会社と県との連絡会議において、ナスバから支援制度の説明、保険会社内での情報共有、代理店への情報提供による被害者への周知を依頼している。 引き続き、県ホームページによる周知に加えて、県政だよりによる周知も検討したい。 警察においては、交通事故の被害者等に対して、ナスバなどの関係機関の相談窓口や支援制度を記載した「被害者の手引き」を作成し、交付している。また、ナスバのパンフレットを各警察署窓口に備え付けて県民に周知している。ナスバは「鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会」の会員であるとともに、警察職員の研修等に講師を派遣していただくなど平素から連携を図っている。引き続き、県民に対してナスバにおける支援制度の周知を推進する。</p> |